

## 理 由 書

三浦半島の南部に位置する「小網代の森」では、幾筋もの水の流れが集まって河川となり、低地には湿地が、また湾には干潟が形成されるなど、河川の源流から海に至る変化に富んだ自然環境と多種多様な動植物の生息・生育が確認されています。

このように豊かな自然環境が、道路や住宅等で分断されることなく、自然状態のままでとまって残っている「小網代の森」は、首都圏全体で見ても貴重な緑地であることから、平成17年9月に、国土交通大臣により首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域に指定されています。

その中でも、浦の川流域を中心とした地区は、この緑地の自然特性を顕著に示す重要な地区であり、将来にわたって現状凍結的な保全を図る必要があることから、近郊緑地特別保全地区に指定することとし、「三浦市みどりの基本計画」、「三浦市都市計画マスタープラン」及び「三浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけるとともに、その実現に向けた地権者との合意形成を進めてきたところです。

今回、地権者の合意が得られたことから、その良好な自然環境を保全し、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資するため、本案のとおり小網代近郊緑地特別保全地区を都市計画決定するものです。